

2015(平成27年)年10月9日

明治地区郷土づくり推進会議
議長 三觜 清次 様

藤沢市長
鈴木恒夫



明治地区郷土づくり推進会議からの要望書について(回答)
(対 2015年(平成27年)6月9日付け「要望書」)

このことについては、添付のとおりです。

1. 2013年10月30日付「消防羽鳥出張所跡地活用基本構想についての提言書」について
2. 「安全安心の明治地区をめざして」の視点での道路整備について

以上

(事務担当 明治市民センター)

回 答 書

藤沢市

1. 2013年10月30日付「消防羽鳥出張所
跡地活用基本構想についての提言書」
について

回 答

要望	
要望場所	施設名称 : 旧南消防署羽鳥出張所跡地 所在地 : 藤沢市羽鳥二丁目12番21号
要望内容	2013年10月30日に提出した「消防羽鳥出張所跡地活用基本構想についての提言書」について、あらためて早期の実現を要望する。
要望理由	「消防羽鳥出張所跡地活用基本構想についての提言書」を2013年10月30日に市長に提出し、1年8か月が経過しようとしております。 この提言は、地区自治町内会を始め、地域諸団体から意見を聴取し、また地域住民に回覧により周知し、更にご意見をいただき提言書としてまとめたものです。 是非ともこの提言に対する早期の実現を要望いたします。

回答内容

2013年10月にいただきました「消防羽鳥出張所跡地活用基本構想についての提言書」では、出張所跡地の有効活用として、既存の建物を解体した上で、

- (1)子育て支援機能を中心とし、幅広い層の住民が利用できるコミュニティ機能
- (2)消防団第11分団の活動機能
- (3)児童クラブ機能

この3つの機能を有する施設の建設を市に求めるご提言をいただいております。

本市では、今後の公共施設の再整備に当たり、藤沢市公共施設再整備基本方針を2014年3月に定め、(1)公共施設の安全性の確保、(2)公共施設の長寿命化、(3)公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減の3つの基本的な考え方をもって、再整備に当たることを方針としております。

いただいた提言内容に対しましては、この公共施設再整備基本方針を踏まえつつ、それぞれの機能に対する下記に示した整備の考え方も踏まえながら、複合化施設を想定した跡地活用の全体的な方針をまとめる必要があると考えています。

今後、明治地区の皆さんのご意見を聞きながら、跡地の有効活用に向けて、引き続き市公共資産活用等検討委員会や庁内関係課による検討を鋭意進めてまいります。

[それぞれの機能に対する整備の考え方]

ア. コミュニティ機能につきましては、現在検討を進めています「地域コミュニティ拠点施設のあり方」にそった再整備等の方針や、地域の縁側事業の今後の事業拡充の方針などを踏まえながら、どのようなコミュニティ機能を設けることがふさわしいかを検討します。

イ. 消防団第11分団の活動機能につきましては、現施設に対する再整備計画の位置付けとの調整を図りつつ、公共施設の機能集約・複合化による資産の有効活用の視点を加味しながら再整備の方針を検討します。

ウ. 児童クラブ機能については、「藤沢市放課後児童クラブ整備計画」に基づき、今後、明治地区に整備を計画している放課後児童クラブについて、周辺地域の利用見込み児童の状況などを踏まえながら、当該地も含めてその整備の方針を検討します。

2. 「安全安心の明治地区をめざして」
の視点での道路整備について

回 答

2. 「安全安心の明治地区をめざして」の 視点での道路整備について（回答）

この度は、明治地区郷土づくり推進会議において、「明るく楽しい未来を創るまち、めいじ」をテーマとして、地域の方々の意見集約を含め、地域のさまざまな課題解決に向けた議論や検討を進めていただき、誠にありがとうございました。

また、これまでのご尽力の結果として、この『「安全安心の明治地区を目指して」の視点での道路整備について』の要望に繋がったものと考えております。改めて感謝申し上げます。

今回の要望書につきましては、地域住民のみならず多くの人々が利用する道路に関する内容を中心とした4つの要望に加え、明治地区内を広域的に見て、さまざまな気づきに関する13点の報告をいただいておりますが、その内容に関しましては、市役所内の関係課を含め、様々な関係機関とも調整が必要な部分がございます。

具体的には、道路の維持管理に関する部分では、県道については神奈川県が、一般的な藤沢市道については藤沢市が、また、特殊な事例ですが、部分的な歩道についてはUR都市機構がそれぞれ管理しており、信号や横断歩道、通行規制などの交通の規制に関する部分については、神奈川県警察の管轄となっております。

このように関係機関の役割分担の中で、ご要望、ご指摘について早期の課題解決を図るべく、本市が維持管理する部分の対応と合わせ、関係機関への連絡、協議、協力要請などを行っております。

今後とも、「郷土愛あふれる藤沢」の具体化に向け、地域の方々との「マルチパートナーシップ」を進めながら、安全・安心な道路行政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

要望 1	
要望場所	①辻堂駅遠藤線東側歩道 明治市民センター正面玄関～辻堂駅北口交差点間 ②辻堂駅遠藤線東側歩道・藤沢駅辻堂駅線北側歩道（県道 辻堂駅停車場線・羽鳥線歩道） 辻堂神台1丁目交差点～地下道入口（北口） ③辻堂駅北口交差点 辻堂駅北口交差点歩道橋
要望内容	①視覚障がい者誘導用ブロックの新設 ②視覚障がい者誘導用ブロックの修繕 ③歩道橋の上屋設置
要望理由	①駅から公共施設（明治市民センター）間に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 ②設置されている視覚障がい者誘導用ブロックの色が歩道と同色で分かりにくい。 ③視覚障がい者誘導用ブロックや、エレベータが設置されている歩道橋の上屋が途中からない。

回答内容 1

①について

ご要望の路線は、その区間の中間地点にUR都市機構が土地を所有する歩道があるため、視覚障害者用誘導ブロックを設置するための施工協議を行う必要があります。早急にUR都市機構との協議を行い、協議が整い次第、計画的に実施していきたいと考えております。

②について

辻堂駅遠藤線東側歩道・北側歩道につきましては、藤沢市が管理する部分と神奈川県が管理する部分があります。現地は規格外のブロックや誘導すべき場所ではない所へ誘導するようブロックが設置されている箇所があるため、障がいのある方の利用状況やご意見を確認し、神奈川県とも調整した上で、それぞれが管理する視覚障害者用誘導ブロックの修繕について、順次実施していきたいと考えております。

③について

辻堂駅北口歩道橋につきましては、平成22年1月に、辻堂駅周辺地域都市再生事業（湘南シーカロス）の一環として整備したものですが、設計時に上屋の荷重を見込んでいない構造となっております。後付けでの上屋設置が出来ない構造となっており、ご要望の件は、困難と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

要望 2	
要望場所	① 藤沢駅辻堂駅線北側歩道 辻堂新町1丁目6-35地先 京楽園跨線橋人道橋北側
要望内容	①歩道整備
要望理由	①辻堂新町1丁目6-35地先「京楽園跨線橋人道橋北側」前の藤沢駅辻堂駅線北側歩道について、この前後は歩行者と自転車の分離した自転車歩行者道となっているが、要望箇所は通学路であるが、幅員が狭く分離もしないないため歩行者、自転車、買い物客が輻輳し危険である。

回答内容 2

藤沢駅辻堂駅線(辻堂駅からソニー株式会社までの区間)につきましては、平成13年度から平成14年度に歩行者と自転車の共存を図ることを目的に北側歩道の拡幅を行っております。

ご要望の京楽園跨線橋付近につきましては、高山車庫から茅ヶ崎市民病院行きの「新町一丁目」バス停留所があることから、バス利用者の安全確保を図るため、地域の皆様と協議した結果に基づき、車道の南側を歩道状に整備しております。

したがいまして、北側歩道を拡幅するには、新たに用地の取得が必要となります。現状は、大型店舗があるため用地取得は困難な状況です。そこで、南側のバス停留所の廃止を含めた検討が必要となります。このバス停留所につきましては、バス事業者の神奈川中央交通株式会社に確認しましたところ、現状でも1日当たり2人～15人くらいの利用があり、今後、地域の皆様と意見交換をしながら、安全対策等の具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

要望 3	
要望場所	①藤沢駅辻堂駅線・明治321号線交差点 辻堂元町2丁目4-1地先 辻堂踏切前
要望内容	①交差点の安全対策
要望理由	①要望箇所は、藤沢駅辻堂駅線の北側の自転車歩行者道が、南側(JR側)にバスヤードがあるので幅員が狭い。 また、JR南側の辻堂232号線から辻堂踏切り明治321号線を通る車両が多い。このため要望箇所は、歩行者・自転車・車両が輻輳し、危険である。

回答内容 3

ご要望の辻堂踏切前の交差点部につきましては、要望2の京楽園跨線橋付近と同様に、高山車庫から茅ヶ崎市民病院行きの「新町二丁目」バス停留所があり、バス利用者の安全確保を図るため、地域の皆様との協議結果に基づいて、車道の南側を歩道状に整備したことから、北側歩道が狭い状況となっております。

当該交差点の安全対策には、歩道拡幅のための北側の用地取得が必要となります。沿道の土地利用も進んでいることから、現状では非常に困難な状況です。また、辻堂踏切を渡ってきた車の動線を北側の明治321号線以外に向けるためには、南から北への一方通行となっている交通規制を変えるなど、広範囲での地域住民の方の総意が必要となります。

なお、辻堂踏切につきましては、国から緊急に安全対策が必要な踏切として指定されており、交通規制や安全対策などが義務づけられ、平成20年度には注意喚起のためのカラー舗装を実施し、安全対策を図っております。

今後、劣化した舗装や区画線などについて補修を進めてまいります。

要望 4	
要望場所	①藤沢駅辻堂駅線・高山羽鳥線 上村踏切交差点 辻堂新町4丁目1番地先 大型ショッピングセンター南西角
要望内容	①交差点の整備・改良
要望理由	①上村踏切交差点北西側の信号待ちをする待機ヤードが狭く危険である。上村踏切交差点の高山羽鳥線について西側歩道は狭くまた南に向かう車道も1車線しかない中で右左折車が並列し(大型車両も含む)走行していて危険である。

回答内容 4

上村踏切交差点北西側の待機ヤードにつきましては、平成25年度にソニー株式会社から道路拡幅に必要となる用地を取得し、平成26年度に道路改良工事が完了しており、これまで2.0mであった歩道を自転車走行空間を含めた4.5mの幅員に拡幅することにより、待機ヤードを確保いたしました。

また、湘南モールフィル南西角の道路拡幅につきましては、現在藤沢駅辻堂駅線の自転車走行環境の整備に併せて、拡幅に必要となる用地取得に向けた調査や地権者との交渉を進めており、平成29年度に道路改良工事を予定しています。

なお、高山羽鳥線西側歩道の拡幅や、南側へ向かう右左折車線の拡幅につきましては、現状では、ソニー株式会社の建物や湘南モールフィルの駐車場等があるため、用地確保が極めて難しく、拡幅等が困難な状況であることをご理解いただければと思います。

報告1	
場所	辻堂駅→(藤沢駅辻堂駅線北側歩道)→辻堂新町4-1地先
課題	電柱や電話ボックスが通行の支障となっている。
改善案	歩道整備 案:電柱は地中化 電話ボックスは通行の支障にならない隣接する用地などに移設

回答内容 1

改善案の電線類の地中化につきましては、歩道上に電柱に代わって地上機器が設置されることもあり、歩行者や自転車走行空間の確保の問題、防災や景観への配慮、無電柱化によって得られる効果など、幅広い観点から検討する必要があります。

藤沢駅辻堂駅線の辻堂駅から辻堂新町4-1地先(湘南モールフィル)までの区間にこれらの観点に照らし検証しますと、歩行者や自転車走行空間の確保の問題から整備は困難と考えられます。

歩道内の公衆電話ボックスにつきましては、設置当時は、歩道(自転車歩行車道)として整備がされており、藤沢市道路占用規則の道路占用許可基準に照らして、基準を満足することから、NTT東日本に対し占用を許可しましたが、現在は、歩道(自転車歩行車道)に白線が引かれ、新たに自転車の通行する部分が明確となったことから、公衆電話ボックスの利用状況を確認した上で、廃止も含めてNTT東日本と協議してまいります。

報告2	
場所	辻堂駅→(藤沢駅辻堂駅線北側歩道)→辻堂新町4-1地
課題	街路樹自体も歩道幅員を狭めている。また、雑草が生えているので通行の支障になる。植栽がない街路樹樹もあり、ここに雑草が生えているなど管理されていない。
改善案	街路樹の管理・整備

回答内容 2

藤沢駅辻堂駅線の北側歩道につきましては、歩行者と自転車の共存を図る形で順次整備を進めるとともに街路樹による緑の確保と景観への配慮を図っております。

辻堂駅からソニー(株)までの区間は、歩道を拡幅し、歩行者と自転車をラインで区分することで走行空間の整備を図ってまいりました。しかし、街路樹樹がある箇所では、部分的に有効幅員がとれないことから、樹木の更新の際に撤去を行いました。

一方、湘南モールフィルから藤沢駅までの区間は、柵などの構造物による歩行者と自転車の分離を行うとともに、柵と柵の間に街路樹樹を設置することで緑の確保を図りながら整備を順次進めております。

ご指摘の柵と柵の間で植栽のない街路樹樹につきましては、除草後、順次、植栽を進めてまいります。また、辻堂新町4-1付近(湘南モールフィル南側)の歩道における雑草の除草につきましては、管理者である公園課において、年2回の頻度で定期的な除草を実施しており、今年度につきましても6月に実施しておりますが、雑草の除草につきましては、全市的な対応を考慮いたしますと、年2回以上の対応は難しい状況であることから、地元の皆様のご理解とご協力をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

報告3	
場所	京楽園跨線人道橋
課題	耐震を含めた安全性が確保できているのか。
改善案	耐震補強および補修

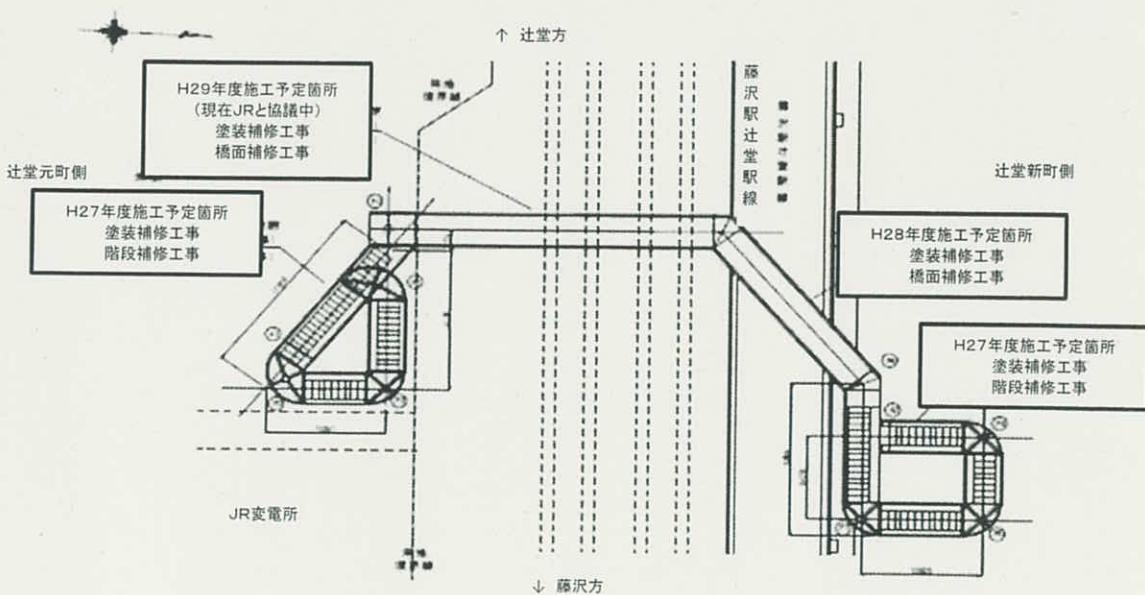
回答内容 3

京楽園跨線人道橋につきましては、昭和61年の建設以来29年が経過しております。これまで小規模な修繕などにより老朽化対策を行っておりましたが、鉄道を跨ぐ重要な施設であり、通学路でもあることから、今年度より塗装や歩行部のタイルを中心に大規模な修繕を実施してまいります。

今年度は南北の階段部分、来年度に道路上空部分の補修を実施し、鉄道上空部分については平成29年度からの実施に向けて、現在JRと協議を進めております。

耐震化につきましては建設当初の耐震基準は満たしておりますが、その後基準が改訂されていることもあります、JRと協議のうえ耐震対策も進めてまいります。

平面図



報告4	
場所	鵠沼海岸引地線(藤沢駅辻堂駅線～上村橋)
課題	歩道幅員が狭く、電柱等が歩道内に入っているため、通行の支障になる。
改善案	<p>歩道整備 案:隣接する用地を買収し歩道幅員を拡幅する。 鶴沼引地側線東側(川側)の用地を狭めて西側の歩道を広げる。</p>

回答内容 4

鵠沼海岸引地線(藤沢駅辻堂駅線～上村橋)の区間につきましては、湘南モールフィルとミスター・マックス駐車場へのルートであり、ミスター・マックス出店時に、当該交差点部での渋滞が予測されることから、開発事業者や交通管理者と、道路拡幅について協議・検討し、その実現に向けて、西側の隣接する地権者に用地の提供を打診しましたが、ご理解がいただけませんでした。その後においても、再度、折衝いたしましたが、協力は難しいとの回答をいただいており、現段階では歩道拡幅につきましては、困難であると考えております。

また、東側につきましても、引地川護岸との高低差があることに加え、都市計画緑地である引地川緑道をすでに歩道として兼ねていることから、河川側の用地を狭めることは困難であることから、今後とも節目節目を捉えて、西側地権者に協力依頼を行ってまいります。

報告5	
場所	高山交差点
課題	交差点内の歩道の横断勾配が強い。 交差点の滞留スペースに電柱がある。
改善案	交差点整備 安全対策

回答内容 5

ご指摘のとおり、当該交差点は歩道幅員が狭い中、歩車分離を目的に沿道土地利用にあわせたマウンドアップ形式（歩道全体が車道より20cm高い）の歩道のため、歩道内の滞留スペースが部分的に急な横断勾配になっている状況であります。

しかしながら、当該区間は車道舗装の損傷程度から見て打換えの優先度は高い状況でなく、当面の整備対象とはしておりませんが、今後、舗装打換時に交差する道路の沿道の高さなどを踏まえ、少しでも改善できるよう検討してまいりたいと考えております。

また、滞留スペースにある電柱については、民地への移設が望ましいと考えておりますが、現状の民地の土地利用状況から、移設は困難であると捉えております。

報告6	
場所	藤沢羽鳥線(高山交差点～明治中学校前交差点)
課題	通行の便が悪い(道路のでこぼこ)。歩道整備の延伸。
改善案	<p>歩道整備 案:明治センター前交差点から明治中学校前交差点間を歩道整備したので、継続して高山交差点まで整備する。</p>

回答内容 6

ご指摘の藤沢羽鳥線については、「明治市民センター前」交差点から「明治中学校前」交差点までの間については車道舗装の損傷が激しかったことからその打換と併せて、平成23年度から平成25年度までの3箇年で歩道についても整備いたしました。

しかしながら、「明治中学校前」交差点から「高山」交差点間につきましては、車道舗装の損傷程度からすると優先度は高い状況でなく、当面の整備対象にはしておりません。

当該区間は高さの異なる宅地に合わせる形で歩道を整備してきた経過もありますので、抜本的な改善は困難ですが、将来の車道舗装打換時に、少しでも歩行者の利便性が改善するよう引き継ぎを行い、検討してまいります。

報告7	
場所	藤沢羽鳥線(高山交差点～明治中学校前交差点)
課題	通行の便が悪い(歩道中の電柱及びマンホールの蓋)
改善案	歩道整備 案:明治センター前交差点から明治中学校前交差点間を歩道整備したので、継続して高山交差点まで整備する。

回答内容 7

当該区間にある電柱等については、幅員の狭い歩道にあるため、歩行しづらい状況であると考えております。このため、歩道拡幅が困難な状況での歩道空間の改善には沿道土地所有者の承諾を得て電柱等を民地内に移設することが考えられ、今回のご指摘を踏まえ、今後東京電力やNTTと協議してまいります。

また、マンホールの蓋については、移設が困難なため、歩道改良が終了しているNTT辻堂社宅跡地前のような段差が生じないよう加工した鋼板にて、今年度末までに対応したいと考えております。

報告8	
場所	藤沢羽鳥線(明治市民センター前交差点)
課題	歩道がクランクになっており、途中で狭くなる。また、狭くなったところに電柱が出ている。
改善案	歩道整備(交差点)

回答内容 8

藤沢羽鳥線の歩道幅員の違いによるクランクにつきましては、従来からの歩道幅員である2.0mに対し、過去の当該交差点部改良計画に伴う右折レーン設置のために取得した用地があり、その後、線形の計画変更が生じたため、結果として、現況が2.0mより広い歩道幅員となっています。

ご指摘の箇所につきましては、電柱があることで歩道幅員を狭めていることから、用地のご協力がいただけるか、または、民地への電柱の移設が可能かについて、関係権利者及び東京電力と協議してまいります。

報告9	
場所	県道辻堂停車場羽鳥線(辻堂新町1-3~羽鳥2-17)
課題	一部分商店街でもあり、人通りもおおく、近年では抜け道等で自動車の交通量も増えている状況の中、安全対策が図られていない。
改善案	歩道整備 案:一方通行化や隣接地の用地買収による歩道設置

回答内容 9

県道の歩道設置につきましては、道路の管理者である神奈川県藤沢土木事務所が実施することになるため、歩道新設等の抜本的な対策について確認しましたが、土地所有者の用地提供を含めて地域の方のご協力が不可欠であり、現在の状況では、拡幅は非常に困難であるとの回答でした。

なお、一方通行化等道路の規制につきましては、交通管理者である神奈川県警察が所管しており、藤沢警察署へ要望事項を伝えたところ、一方通行化により日常生活や商店等業務に支障をきたす場合もあるので、沿線住民や商店の方の合意が得られ、警察へ要望されれば検討するとの回答を得ました。市も協力させていただきますので、まずは、地元の皆さんの合意形成をお願いできればと存じます。

報告10	
場所	羽鳥2-17-19番地先交差点 (主要地方道伊勢原・藤沢線・県道辻堂停車場羽鳥線)
課題	交差点が変則になっている。 辻堂停車場羽鳥線の歩行者の安全確保がない。 大型車両などは伊勢原線(藤沢方面)から辻堂停車場羽鳥線に入るとき中央線を越えて曲がってくる。
改善案	交差点整備・改良

回答内容10

歩道や車道の拡幅を含む交差点改良についてにつきましては、道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所の所管となります。ご指摘の抜本的な円滑化対策といたしましては、県道44号(伊勢原藤沢)以南の未整備となっている「藤沢厚木線(辻堂工区)」の開通であると認識しております。早期事業化に向け神奈川県と連携し取り組んでいるところでございますので、ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。

報告11	
場所	城南4-1-36先交差点(主要地方道伊勢原藤沢線・主要地方道藤沢厚木線)
課題	空地の管理状況が悪く、雑草などが生えている。
改善案	適正な道路管理

回答内容11

当該道路の管理者である神奈川県藤沢土木事務所に伝え、草刈り等を実施していただきました。

なお、県道に関する日常的・簡易的な事項についてお気づきの際には、直接、道路管理者である県藤沢土木事務所道路維持課へご連絡いただきたいとのことですのでご理解・ご協力お願いいたします。

県道及び国道134号・467号の維持管理

連絡先：神奈川県藤沢土木事務所道路維持課 電話26-2111(代表)

報告12	
場所	主要地方道藤沢厚木線(市立明治小学校から城南3-3-11先)
課題	明治小学校の通学路であり、多くの歩行者が交互に行きあうが、歩道は狭くカーブになっており、安全柵(ガードレール等)もない。
改善案	歩道整備 安全対策

回答内容12

通学路の安全対策につきましては、「通学路における緊急合同点検」に基づき、学校等から要望された箇所を、警察や道路の管理者等が点検を行い、適宜対応いたしております。本点検は1年に1回実施しており、今年度はすでに終了しておりますので、学校関係機関等と調整し、来年度の点検対象箇所となるよう要望してまいります。

報告13	
場所	羽鳥1-3-12(市立辻堂保育園西側)
課題	クランクになっており見通しが悪い。
改善案	注意喚起 案:注意看板等の設置

回答内容13

注意喚起については、すぐに現地を確認し、辻堂保育園西側のフェンスに看板を設置することが有効と判断し、すでに看板を設置いたしました。